

令和2年第11回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月10日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	9月14日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	9月14日 11時09分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	会計管理者	東江 民雄 君	住民課長	平敷 兼清 君
	福祉課長	新城 米広 君	農林水産課参事	玉城 正朝 君
	農林水産課長	西江 忍 君	建設課長	知念 利次 君
	商工観光課長	島袋 英樹 君	政策調整室長	内間 常喜 君
	医療保健課長	山城 直也 君	教育行政課長	万寿 祥久 君
	公営企業課長	亀里 裕治 君	農業委員会事務局長	大城 篤 君
総務課長補佐	富山 維佐子 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第11回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月14日（月）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		決算審査特別委員会委員長報告について
第2	認定第1号	令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第3	認定第2号	令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第4	認定第3号	令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第5	認定第4号	令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第6	認定第5号	令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（討論・採決）
第7	認定第6号	令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について（討論・採決）
第8	意見書第7号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
第9	陳情第1号	県産品の優先使用について（要請）
第10		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第11回伊江村議会定例会、5日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、村長より9月11日、2日目の認定第4号に関する説明の訂正がありますので、これを許します。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

定例会2日目、11日に私が提案理由で申し上げた文言について、訂正をさせていただきたいと思います。主要成果説明書の2ページの後期高齢者医療特別会計、その中で私は「全体の95.1%」となっていますということで述べましたが、これは間違いで「全体の97.2%」が正しいパーセント数字でありますので、お詫びして訂正をさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程に入ります。

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告について、認定第1号 令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件につきましては、審査を決算審査特別委員会へ付託しておりました。お手元に配付したとおり、その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。内間広樹決算審査特別委員長。

○ 決算審査特別委員長 内 間 広 樹 議員

令和元年度決算審査特別委員会委員長報告

令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算、令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算、令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の各認定について、本議会より審査に付託され、9月11日議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を開催し審査を行った。

認定第1号 一般会計歳入歳出決算は、歳入総額65億4,196万4,548円、歳出総額63億2,452万2,304円、差し引き額2億1,774万2,244円となり繰越明許費の6,277万1,000円を差し引いた実質収支額は1億5,467万1,244円となっている。

主な質疑、答弁については、歳入7款ゴルフ場利用税交付金にて、「ゴルフ場の決算資料があるか」との質疑に「伊江島カントリークラブの総会をまだ終えてないので総会終了後配布したい」との答弁。14款1項5目1節住宅使用料にて「村営住宅滞納分の回収状況と強制執行の取り組みは」の質疑に「現在令和元年度滞納分で7万円余り支払いがあり、平成30年分についても13万3,000円徴収し減少している状況である。強制執行はできるだけ行わず、個別訪問や役場に来ていただき担当職員と調整し徴収に努めていきたい」と答弁された。

歳出では、6款1項10目堆肥センター運営費にて「新年度に入り運営委員会が開かれていないので現状がわからない、また以前指摘の土間の改修及び根切機はいつ頃くるのか」との質疑に「コロナ対策事業もあり、かなり出ている、状況は4月から8月まで665トンの出荷がある。令和元年度の実績は2,970トンで前年より1,794トン増えている、搬入も一時止めていたが現在は再開している。また、9月4日に運営委員会を予定していたが台風の影響により農家の皆さんを集められず、それ以前はコロナの関係で運営委員会をもてなかった。委員長と日程調整をしながら早い時期に開催したい。土間は一部改修している。根切機は2台発注済で11月の早い時期に納入出来ると記憶しているが確認したい」と答弁。3目農業振興費に関連し「アジア

ン野菜の農家戸数は何戸か、今後増えると思うか」との質疑に「2戸で増えていない状況である、1人はオリエンタルフーズに出荷し、1人は共同青果等に出荷している。栽培指針を作成しているがうまく活用できてないかと感じている。JA部会と調整し少しでも増やしていければと思うので、もうしばらく時間をいただきたい」との答弁でした。

8目溜池建設費に関連し「ナガラ溜池取水栓が老朽化し水漏れしている。それ以外、村全体の取水栓も調査をしてはどうか」の質疑に「ナガラの取水栓含め全域で不具合がないか確認し修繕するところは修繕し農家が困らないようにしていきたい」との答弁。5目林業振興費に関連し「ベチパーの増殖と農家への配布してほしいと要請したが現在どうなっているか」との質疑に「今、圃場で植付けて少しずつ株分けし2,940本に増やしてきた。担当と農家へ早めに配布できるよう話を進めて行きたい」と答弁された。以上で質疑を終了。「討論なし」と認め、認定することに「異議なし」と認め、よって認定第1号令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定した。

認定第2号 令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算、歳入総額3億4,664万6,651円、歳出総額3億3,665万2,768円、歳入歳出差引額（実質収支額）999万3,883円。

認定第3号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、歳入総額11億1,355万3,721円、歳出総額10億4,643万4,334円、実質収支6,711万9,387円。

認定第4号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、歳入決算額6,600万2,921円、歳出決算額6,562万2,598円、差引額38万323円の3特別会計について審査の結果、認定することに決定した。

認定第5号 令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算、収益的収入1億7,115万9,852円、収益的支出1億6,040万6,761円、資本的収入0円、支出3,154万6,014円について審査を行った。質疑にて「監査意見書に施設の修繕で自己水源の取水が良好とあるがどこを修繕したのか。自己水源を修理しても自己水源が安くなるのか、企業局はいくらになるか」の質疑に「場所は城浄水場のタンクで、ファイバーのタンクに亀裂が生じ平成30年度は取水できなかった。その後配管を修繕し、既設のコンクリートタンクに配管をして、令和元年度は4月初めから3か所（湧出、城、西江上）の取水ができるようになった」。

村長答弁として「自己水源から取水してかかる費用と、県企業局から買う源水費との比較はどうかの質疑だと思うが、その辺の計算はしていないと思うので、担当課のなかで今後やっていきたいと思う。もう1点は湧出から城貯水タンクへ持っていく費用を県で持ってくれと要望しているので、その辺の部分を再度要望して県の費用で出来ればいいのかと思っている」と答弁されました。

その他の質疑では、「無効水量の原因は、漏水とのことだが、今後の整備計画をどう考えていくのか」との質疑に、「有水率向上業務において、昨年11月大規模な漏水箇所がみつきり、12月に修繕を行い今年1月から7月まで6か月間の有水率は89%まで改善されている」。

また村長答弁として「年次的な計画と緊急的に整備が必要なところは整備している考えである、調整交付金のなかでもその必要性があれば老朽管、城の施設整備はやっていきたいと思っている、担当課において早めに年次計画を作成して、それに基づいて整備ができるよう今後取り組んでいく」と答弁されました。

これで質疑を終了し「討論なし」と認め、認定することに「異議なし」と認め、よって令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定した。

認定第6号 令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算については「討論なし」と認め、認定することに「異議なし」と認め、したがって令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定した。

以上、決算審査特別委員会に付託された、令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算、3特別会計および2公営企業会計は、原案の通り認定すべきものと決定した。なお、当委員会の詳細については、後日配布する

決算審査特別委員会会議録を御参照ください。

本報告書にての字句、数字その他整理を要するものにつきましては議長に一任することを申し上げ、委員長報告といたします。

令和2年 9月14日 決算審査特別委員会委員長 内閣 広樹

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで委員長報告は終わりました。

日程第2 認定第1号 令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第1号 令和元年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第3 認定第2号 令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第2号 令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和元年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第3号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第3号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第3号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第4号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第4号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定する

ことに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第4号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第5号 令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第5号 令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決いたします。

認定第5号に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和元年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第6号 令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第6号 令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について採決いたします。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第6号は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和元年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第8 意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、議題といたします。

本案は、提出者 内間広樹議員、賛成者 山城善彦議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議 員

意見書第7号の提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化を懸念し、地方財源の確保を求めるものがあります。

全国町村議会議長会並びに沖縄県町村議会議長会から採択に向けて依頼があり、去った、9月7日の議会運営委員会で採択されましたので、本定例会に提案いたします。

意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現される

よう、強く要望する。

記 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

令和2年9月14日 伊江村議会

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

質疑が5点ほどありますが、一括で質疑しますか。一問一答のほうがわかりやすいんですが、そうすると3回以上になるんですが、一回でやりますか、どうしますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時29分)

再開します。

(再開時刻10時29分)

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この見出しについては、私は反対するつもりはありませんが、賛成の立場ですが、まずはこの全文の2行から3行目、質疑の1点目、2行目の最後の「一般財源の激減が避けがたくなっている」という「避けがたくなっている」という立場、これは国の立場ではないかと私は思っています。これを「避けがたくなっている」という表現を、「懸念されている」と換えることはできないか。

それから具体的な要望について、臨時財政対策債について、2行目、「発行額の縮減に努めるとともに」ということがあるんですが、この臨時財政対策債というのは、地方交付税が十分に確保できなかった場合に、元利償還分を後年度の地方交付税によって措置すると。全て国が払ってあげるという制度ですが、これを縮減するというには賛成できません。これを換えていただきたいということ。

それから3点目、具体的要求の3点目ですが、2行目、「税目についても、地方消費税を含め」というところがあるんですけども、消費税分については、近く総選挙があることも予想されているんですが、来る

総選挙は、消費税の存続、あるいは引き上げか、減額をするかということが最大の争点になるだろうと言われています。共産党は消費税を減税しようという立場ですから、この「地方消費税を含め」という部分については、削除をしていただきたいということ。

それから4点目、具体的要求の5「固定資産税は、…」のところですが、固定資産税の見直しは断じて行わないこと。2行目に「断じて行わないこと」という部分がありますが、これを削除していただきたい。その理由は、住宅に対する固定資産税の課税評価額の算定方法、それについては、私は見直してほしいと思っている立場です。これについて、「断じて行わないこと」という部分は、削除していただきたいと思っています。

それから5点目、あて先について、これは防衛大臣にも出していただきたい。というのは、コロナ対策費について、韓国では、アメリカと購入予定だったF-35について、これを買うことを引き延ばして、この財政の予算の組替えをして、コロナ対策に回しているわけです。日本はどうかというと、あの辺野古への新基地建設、これは相変わらず継続しています。それとアメリカから言われるままに武器を爆買いするという姿勢に変わりありません。その予算の組み換えをしてもらいたいという点で、防衛大臣にも出していただきたいということです。以上ですが、お答えください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

まずこの意見書第7号の提案理由を冒頭、説明いたしました。全国町村議会議長会並びに沖縄県町村議会議長会から各市町村、県内ですと41市町村に市議会も含めて、この9月定例会に上程されるものだと思っております。

先ほど言われた名嘉議員のこの5点の質疑に対して、今私がこの5点全てに対して答弁できるというような約束ができないものですから、一回休憩を取らせていただいて、議運を開かせていただいて、答弁を考えさせていただけないと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。よろしいですか、わかりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時34分)

再開します。

(再開時刻10時57分)

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、10番名嘉 實議員から5つの質疑がございました。

冒頭申し上げたとおり、全国町村議会議長会並びに沖縄県町村議会議長会から採択に向けて依頼があったということを申し上げます。この意見書は、地方財政の負担がないようにということで、国において財政措置をしてほしいという意見書でございますので、そういう解釈で御理解いただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私が質疑をした5点については、それぞれどういうふうに考えていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

一般財源の激減が避けがたくなっているというのは、国の目線だとおっしゃっていましたがけれども、私はこれは地方自治体が影響を受けるであろうということで、避けがたくなっていると表現しているものと解釈しております。

2点目の、「臨時財政対策債が累積する」というのは、おっしゃったとおり後年元利でこの起債ができるということなのですが、伊江村においても、その起債が膨らまないように、各自治体においてもそれが膨らまないようにと償還財源を国のほうで確保してくれという内容だと理解しております。

3点目の「地方消費税」を削除してほしいということで、名嘉議員は共産党の事例をお出しになられたんですけども、この意見書全体を読み取るときには、この地方消費税を含め、弾力的に対応するというのも、私はこの文章の中に適合しているものと認識しております。

4点目の、固定資産税については、算定方法を見直すということを申し上げてきたということですが、この件に関しても固定資産税の算定方法、あるいはそういう判断基準ということで、増額にならないようにしてほしいということで、断じて行わないという言葉はそういう意味が含まれていると、これも各負担すべき市民、町民、村民の負担にならないようにしてくれという内容だと、私は理解しております。

それと5点目の防衛大臣を追加できないかという予算編成のお話もされていましたがけれども、直接のコロナに対する担当省庁ではないと認識しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対する者の発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

反対の立場から討論を行います。

私の第1回目の質疑に対する総務委員長の答弁は、私を納得させるだけの意味の答弁ではありませんでした。この意見書の見出しについて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるといふ、見出しについては、私は反対をしますが、具体的な要望については、質疑でも言いましたように、文言の訂正について要求をいたしましたし、消費税の問題も削除すべきだと。それからあて先の要望先の、防衛大臣も追加すべきだということ述べました。

このコロナウイルス対策費については、ほかの国でも実際に行われていることでありますし、今後とも、軍事費に金をかけるのではなくて、コロナ対策に金をかけてくれということは、一過性のものでなく、今後とも必要なことだと私は考えています。担当大臣ではないからということではなくて、防衛大臣も含めるべきだと思っています。

非常に見出しについては賛成して、具体的な要望内容については、賛成できないというのは、おかしなことですが、今の私の質疑に対する提案者の答弁に対しては、私は納得できませんので反対をいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に、原案に賛成する者の発言を許します。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

本意見書は、市町村の財源を守るための意見書であり、全国町村議会議長会及び沖縄県町村議会議長会で採択に向けて依頼がある。よって本村議会においても採択すべき案件と思い、賛成討論といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

賛成の方は起立をお願いします。〔起立多数〕

起立多数です。したがって意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）を議題といたします。

本陳情は令和2年7月16日付で公益社団法人沖縄県工業連合会会長、古波津 昇ほか4団体から提出されております。

お諮りします。本陳情については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから陳情第1号 県産品の優先使用について、採決いたします。お諮りします。

本陳情書は、採択することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 県産品の優先使用については、採択することに決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、採択された陳情書の趣旨に添って、事業を執行していただきますよう、御要請申し上げます。

日程第10 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第11回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻11時09分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（9番） 内 田 竹 保

署名議員（10番） 名 嘉 實